

## 安城市新水道ビジョン進捗管理（業務指標）

### 1 暮らしを支え、信頼され続ける水道 持続

#### 1) 経営基盤の強化

業務指標	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	中間 (2022年)	目標 (2027年)
<b>有効率（B 1 1 1）</b> 年間配水量に対する有効水量の割合で、水道施設を通して給水される水量がどの程度有効に使われているかを示し、100%に近いほど良いです。	98.1%	97.9%	98.0%	97.9%	98.8%	99.1%	98.0%	98.0%
<b>経常収支比率（C 1 0 2）</b> 経常費用に対する経常収益の割合を表す指標。100%以上であることが望ましく、100%未満の場合は経常損失が生じていることを表します。	120.8%	119.9%	119.9%	116.9%	116.6%	115.2%	117.5%	115.0%
<b>料金回収率（C 1 1 3）</b> 給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標です。100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。	117.5%	116.4%	116.1%	112.6%	99.7%	112.1%	110.0%	105.0%

（ ）内は、「水道事業ガイドライン JWWA Q 1 0 0 : 2 0 1 6」で規定されている番号。

#### 2) 老朽化対策の推進

業務指標	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	中間 (2022年)	目標 (2027年)
<b>漏水率（B 1 1 0）</b> 年間の配水量に対する漏水量の割合を表す指標であり、低い方が良いです。	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
<b>法定耐用年数超過設備率（B 5 0 2）</b> 電気・機械設備などの総数に対する法定の耐用年数を越えた数の割合を表す指標。この値が大きいかほど古い設備が多いこととなりますが、使用の可否を示すものではなく、計画的に設備の更新を実施しているかを表します。	29.7%	52.5%	36.0%	29.0%	33.1%	34.5%	46.6%以下	55.1%以下

業務指標	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	中間 (2022年)	目標 (2027年)
<b>法定耐用年数超過管路率 (B503)</b> 管路の総延長に対する法定の耐用年数を越えた延長の割合を表す指標。使用の可否を示すものではなく、安定給水に向けて計画的に管路の更新を実施しているかを表します	8.9%	9.7%	11.0%	11.6%	12.4%	12.6%	17.5%以下	25.0%以下
<b>管路の更新率(B504)</b> 管路の総延長に対する年間の更新延長の比率を表す指標。この値の逆数は、現在のペースで全ての管路を更新するのに必要な年数を示します。	0.72%	1.03%	0.87%	0.95%	1.29%	0.75%	1.0%	1.3%

## 2 安全で安心して使える水道 安全

### 1) 水源及び水質の安全性確保の充実

業務指標	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	中間 (2022年)	目標 (2027年)
<b>平均残留塩素濃度(A101)</b> 水道水の安全性及び塩素臭発生に与える影響を表す指標。残留塩素は給水区域の末端においても0.1mg/L以上を満たすことが必要です。一方で、塩素臭の発生を減少させるためには残留塩素濃度0.1mg/Lを確保した上で、なるべく小さな値にすることが望ましいとされています。	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L以下 (基準以上)	0.4mg/L以下 (基準以上)

## 3 災害に強く、安定供給ができる水道 強靱

### 1) 水道施設の耐震化

業務指標	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	中間 (2022年)	目標 (2027年)
<b>浄配水施設の耐震化率 (自己指標)</b> 浄配水場の主要施設(配水池、ろ過機、混和池、濃縮槽、水源(井戸))等の総数に対する耐震化された施設の割合を表す指標。震災時にも安定的な浄水処理及び配水ができるかを示し、高い方が良いです	62.5%	62.5%	65.6%	65.6%	69.7%	69.7%	75.0%	75.0%

自己指標とは、水道ガイドラインで規定されていない本市独自に定めた基準です。

